



名古屋国道管内自転車安全利用協議会の協議内容

■今までの検討経緯

第1回【平成27年9月3日】協議会設立

第2回【平成28年2月12日】

第3回【平成28年12月20日】

自転車活用推進法の施行【平成29年5月1日】

■平成29年度の協議会スケジュール

第4回
【平成30年3月7日(月)(本日)】

1. 国道19号若宮北交差点～小川交差点の利用状況
2. 国道22号の自転車通行空間整備
3. 桜通自転車利用方法の転換に向けた取組
4. 直轄国道ネットワーク計画の見直し

協議の内容

- 国道19号「伏見通・桜通」(若宮北～小川交差点) 自転車通行空間の利用状況を踏まえた対策
- 国道19号「伏見通」(若宮北～日銀前交差点) における自転車通行空間の改良計画 (交差点、バス停)
- 国道22号(日銀前～押切交差点) における自転車通行空間整備の課題と対策
- 国道19号「桜通」(日銀前～小川交差点) における駐輪対策

- 国道19号「伏見通・桜通」(若宮北～小川交差点) 自転車通行空間の利用状況、課題と対策
- 国道22号(日銀前～押切交差点) における自転車通行空間整備の検討状況
- 国道19号「桜通」(日銀前～小川交差点) における自転車利用方法の転換に向けた課題、転換事例、方針
- 国道302号内側直轄国道ネットワーク計画の見直し、整備優先度の検討

基本理念

- 自転車は、**二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的**
- 自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、**経済的・社会的な効果**
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- 国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- 公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携**等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

自転車活用推進法の概要②

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- **国土交通省に、自転車活用推進本部**を設置
- **本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚**とする

自転車の日・月間

- **5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

附則で定められた検討事項

- 自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・**必要な法制上の措置**
- 自転車の運転に関しての**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- 自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**